

P T A規約

第1条 本会は佐賀県立三養基高等学校P T A（保護者と教職員の会）と呼ぶ。

第2条 本会の事務所は三養基高等学校内に置く。

第3条 本会は下記の会員を以て組織する。

- 1 正会員 本校生徒の保護者と本校職員
- 2 特別会員 本会の主旨に賛同し入会を希望し且つ委員の推薦を経た者

第4条 本会は全会員協力して民主教育を推進し、生徒を指導し、教育の効果を上げて生徒の福祉を増進すると共に会員相互の教養を高め親睦を図ることを目的とする。

第5条 本会はその目的を達成するため下記事業を行う。

- 1 学校と家庭、社会との密接なる連絡提携
- 2 学校教育の健全な振興を図るため、生徒の学習、保健、体育、補導、安全等に関する研修並びに援助、福利厚生に関するもの
- 3 教育上必要な施設の拡充並びにその実現を図る運動
- 4 教職員の研修並びに旅費の補助
- 5 会員相互の教養並びに親睦、弔慰
- 6 その他必要な事項

第6条 本会に次の役員を置き、その任期を1カ年とする。但し、再任は差支えない。

- 1 会長 1名
 - 2 副会長 3名
 - 3 顧問 若干名（内1名は校長）
 - 4 委員 各地区より若干名
 - 5 幹事 教職員若干名
 - 6 会計監査委員 3名
- 7 必要あるときは専門委員を置くことができる。

第7条 役員は次の方法で選出する。

- 1 委員は各地区より選出する。
- 2 会長、副会長は委員会で選出する。
- 3 顧問は委員会の推薦により会長が之を委嘱する。
- 4 幹事は会長が之を委嘱する。
- 5 会計監査委員は正会員より互選する。

第8条 役員の仕事は次の通りとする。

- 1 会長は本会を代表し会務を総括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、会務を代行する。

- 3 顧問は本会の運営に関して寄与貢献する。
- 4 委員は重要事項を協議執行する。
- 5 幹事は庶務及び会計を司る。
- 6 会計監査委員は会計を監査する。

第9条 本会は次の会合を行う。

- 1 総会 会員全部を以て構成し通常総会と臨時総会とする。通常総会は毎年5月に開き、役員を選出、予算の決定、決算の承認、その他重要事項を決議する。臨時総会は必要に応じて之を開く。
- 2 委員会 委員会は通常、会長、副会長、顧問、地区委員を以て構成し、規約第5条並びに総会で委任された事項及び緊急を要する事項につき決議執行する。委員会は必要に応じ開く。幹事は委員会に出席する。
- 3 地区会 各地区内に住む会員及び関係教職員を以て構成し、必要に応じて開く。
- 4 会議はすべて会長がこれを招集する。
- 5 総会及び委員会は、構成者の過半数の出席がなければ会議を開いて決議することができない。但し、委任状を認める。
- 6 議決は、すべて出席者の過半数の賛成で成立する。

第10条 本会の経費は、会費、寄附金等を以て之に充てる。なお、休学者、留学生はその期間中納付の必要はない。

第11条 生徒の福利厚生事業の会計は特別会計とし、細則は別に役員会で定める。

第12条 本会の会計年度は毎年4月に始まり翌年3月に終る。

第13条 本規約の改正は総会の決議による。

附則

- 1 本規約は昭和33年5月17日より実施する。
- 2 昭和52年4月30日一部改正
- 3 昭和58年5月7日一部改正
- 4 平成13年5月19日一部改正
- 5 平成15年5月17日一部改正
- 6 平成18年5月13日一部改正
- 7 平成20年5月15日一部改正